

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊千僧駐屯地
第352会計隊長 大山 堅郎

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

1 競争入札に付する事項

件名	規格	単位	予定数量	履行場所	履行期間
廃油（車両用）の売払	仕様書のとおり	L	10,000	陸上自衛隊千僧駐屯地	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
廃油（食用）の売払	仕様書のとおり	L	4,000	陸上自衛隊千僧駐屯地	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) **令和7・8・9年度の全省庁統一競争参加資格、「物品の買受け」であつて、C等級以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者。**
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等からは排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、第352会計隊 契約班窓口において配布する。
令和8年3月4日(水)～令和8年3月16日(月)（土曜日曜祝日を除く0900～1600）

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 現場説明会 : 実施しない
- ※現物確認希望者については、下記の期間中に調整の上（調整先：第14項(8)の担当者）実施すること。令和8年3月4日(水)～令和8年3月13日(金)（土曜日曜を除く0900～1600）
なお、現場確認をしないで入札に参加する方は、ご本人の責任において現場確認時の質問・回答事項を確認の上、参加して頂くようお願いいたします。未確認の方が入札を行う場合、じ後、当該事項に起因する苦情の申し立てを行わないことを同意の上、参加してください。

- (2) 入 札
ア 場 所 : 陸上自衛隊千僧駐屯地第352会計隊入札室
イ 日 時 : 令和8年3月16日(月) 10時00分

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免 除
- (2) 契約保証金 : 免 除
- (3) 違 約 金 : **落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。**

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。（消費税抜き金額を記載）

- 7 入札の無効
 - (1) F A Xによる入札
 - (2) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 - (3) 入札に関する条項に違反した入札
 - (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 8 契約書の作成
 - (1) 落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。契約時期は令和8年4月1日付とする。
 - (2) 契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- 9 落札の決定方式
単価決定
単価が予定価格以上で最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 10 売払代金の納付期限
引取りの都度
※物品引渡しのとしまでに納付しなければならない。
- 11 所有権移転の時期
当該物件の引渡しが完了したとき。
- 12 物件の引渡し完了の時期
代金を納付した日から原則として5日以内。ただし、物品管理官が期日を定める場合はその日までとする。
- 13 適用する契約条項
駐屯地用標準契約の不用物品売払契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- 14 その他
 - (1) 郵便による入札については、**令和8年3月13日(金)17時必着分までを有効**とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第352会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
 - (2) 電報・電話等による入札は認めません。
 - (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとします。
 - (4) 入札に参加する者は、**令和8年3月13日(金)までに資格決定通知書の写しを提出してください。**(F A X可)
 - (5) 代表者以外での入札の場合は委任状を提出してください。
 - (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
 - (7) **入札に参加を希望する者は、「入札及び契約心得」及び「契約条項」の内容について承知のうえ、参加して下さい。**なお、入札及び契約心得等は、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ(アドレスは本公告14項(9)に記載)又は第352会計隊契約班窓口にて閲覧できます。
 - (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒664-0014 兵庫県伊丹市広畑1-1
陸上自衛隊千僧駐屯地 第352会計隊 契約班 担当：谷口
TEL 072-781-0021(内線3346) FAX 072-779-6700(直通)
廃油(車両用)仕様書等に関する問い合わせ先
陸上自衛隊千僧駐屯地業務隊 担当：伊藤
TEL 072-781-0021(内線3325)
廃油(食用)仕様書等に関する問い合わせ先
陸上自衛隊千僧駐屯地業務隊 担当：渡壁(わたかべ)
TEL 072-781-0021(内線3191)
 - (9) この入札に関する公告は
陸上自衛隊千僧駐屯地 第352会計隊 に掲示している。
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>にも掲載している。

入札書

分任契約担当官陸上自衛隊千僧駐屯地
第352会計隊長 大山 堅郎 殿

¥ _____ (消費税を含まない。)

- 1 件 名 : 廃油 (車両用) の売払ほか1件
- 2 履行場所 : 陸上自衛隊千僧駐屯地
- 3 履行期間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日

令和8年3月16日

住所・名称・代表者名

印

内 訳

※単価・金額には消費税を含まない。

件名	規格	単位	予定量	単価	金額
廃油 (車両用) の売払	仕様書のとおり	L	10,000		
廃油 (食用) の売払	仕様書のとおり	L	4,000		
	以下余白				

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

当社 (私 (個人の場合)、当団体 (団体の場合)) は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

売払要求番号： GQ 001号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
廃油（車両用）の売払		SH-U000022	
		作 成	令和 8年 3月 2日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	千僧駐屯地業務隊補給科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において発生する廃油（車両用）の回収及び運搬について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成

すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 回収条件

回収条件は、売払要領書によって指定する。

売 払 要 領 書	調達要求番号	GQ 001 号
	売払要求年月日	令和 8 年 月 日
	作成部課	千僧駐屯地業務隊補給科
	作成年月日	令和 8 年 3 月 2 日
品 名	廃油(車両用)の売払い	
仕 様 書 番 号	SH-U000022	

1 実施規定等

- (1) 本売払要領書は、陸上自衛隊千僧駐屯地で発生する廃油(車両用)の回収及び運搬について必要な事項を規定する。
- (2) この売払要領書に記載のない事項及び疑義を生じた場合、燃料係に申し出てその指示に従うものとする。

2 品 名

廃油(車両用)

3 種 類

エンジンオイル、ギヤオイル、油圧作動油、自動変速機油及びパワーステアリングオイル(不凍液、ブレーキ液、塗料等は除く。)

4 回収方法

業者のローリー(回収ホース含む。)により、油脂庫の廃油ドラム缶から抜き取る。

5 特記事項

- (1) ドラム缶の移動及び空ドラム缶との交換は、実施しない。
- (2) 作業中は、燃料係が立会する。

6 期 間

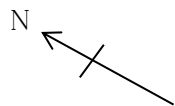
令和8年4月1日～令和9年3月31日

7 予 定 数 量

- (1) 年間 約10000L
- (2) 荷 姿 バ ラ 2000L～2600L / 回
- (3) 回 数 2ヶ月から3ヶ月に1回程度

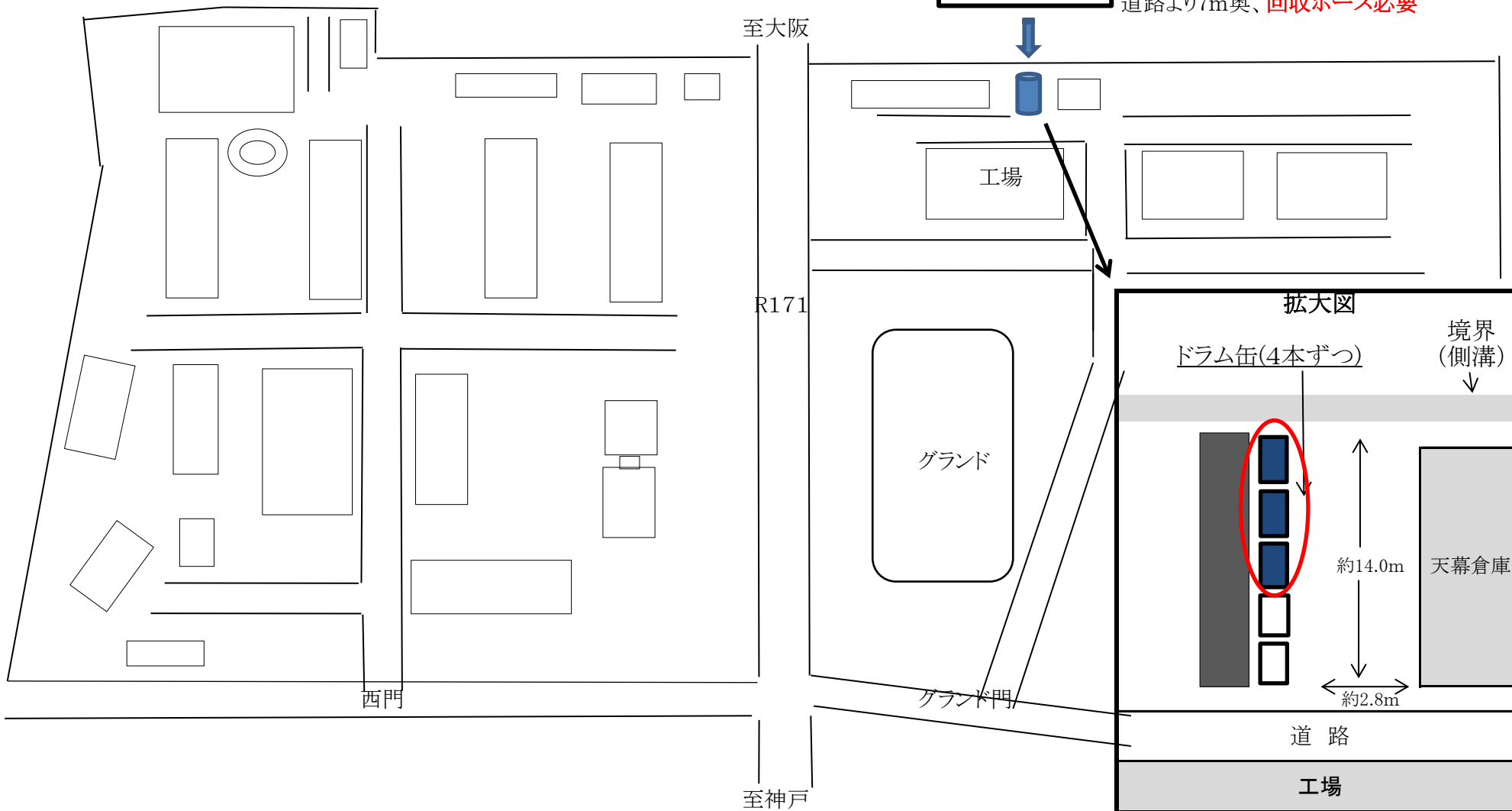
8 作業実施場所

別紙「廃油の回収場所」



廃油の回収場所

千僧駐屯地



調達要求番号：GQ売005

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
部品番号	仕 様 書 番 号	
廃油（食用）売払役務	SH-U0000	
	防 衛 大 臣 承 認	
	作 成	令和 8 年 2 月 2 5 日
	変 更	令和 年 月 日
	作 成 部 隊 等 名	千僧駐屯地業務隊補給科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、千僧駐屯地において発生した廃油（食用）売払役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書で用いる次の文章は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成
ものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 廃油の売払に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、回収業者の規定する仕様及び社
内規格並びに商慣習による。

2.2 廃油の売払区分

廃油の売払区分については、回収・搬出とする。

2.3 廃油の回収場所

廃油の回収場所は、千僧駐屯地隊員食堂とする。

2.4 回収期間

調達要領指定書のとおり。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 回収作業に要する費用

廃油の回収・搬出等に要する費用は、すべて契約相手方の負担とする。

4.2 安全管理

契約の相手方は、安全管理に注意するとともに、必要な場合は契約担当官等の指示を受けるものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	GQ005売
	調達要求年月日	令和8年2月26日
	作成部課	千僧駐屯地業務隊補給科
	変更	令和 年 月 日
	作成年月日	令和8年2月25日
品名	廃油(食用)売払役務	
仕様書番号	SH-U	

指定事項:次のとおりとする。

- 1 時期
令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
- 2 回収時間
0830～1630迄とし、検査官等が立会する。
- 3 回収日
事前に官側と調整する
- 4 回収要領
油脂庫の廃油ドラム缶より自ら抜き取り、回収搬出する。
- 5 予定回収量
4000ℓ